

北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰実施要綱

(目的)

第1条 女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を表彰し、広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資する。

(表彰の対象)

第2条 本表彰の対象は、表彰募集の締切日までに、北海道働き方改革推進企業認定制度におけるブロンズ又はシルバーの認定区分に認定されている企業で、道内に事業所を置き、次の要件を満たす企業とする。

- (1) 女性の積極的な採用や管理職種等への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- (2) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- (3) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取組の促進を図っていること。
- (4) その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取組など、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。
- (5) 本賞の受賞を過去受けていない者。
- (6) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。その他、社会通念上表彰するにふさわしくないと判断されることがないこと。

(候補の選定)

第3条 候補の選定は、推薦又は自薦によることとし、推薦要項は別に定める。

(表彰企業数)

第4条 表彰企業は、概ね3企業とする。

(表彰企業の決定)

第5条 表彰企業の選考については、有識者等で構成される「表彰選考懇談会」の意見を聞いた上で、知事が決定する。

(表彰の取消し)

第6条 知事は表彰を行った後に表彰を受けた者が、第2条の表彰対象とならない事実が判明したとき、当該表彰を取消することができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、知事が賞状を贈呈して行う。

(庶務)

第8条 本表彰に関する庶務は、経済部労働政策局雇用労政課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本表彰に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年(2024年)5月27日から施行する。